# 月刊AMCPレポート

### AMCパートナーズ株式会社

【開業医の成功請負人】

http://www.amcp.biz/

〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8 Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257

## 財務 VOL.66

## 相続対策として「養子縁組」のメリットと注意点

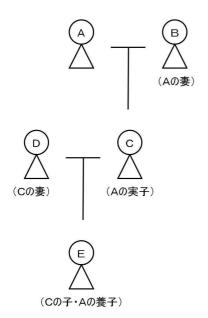
今回は、相続対策として有効な選択肢の一つである「養子縁組」 について取り上げます。

唐突ですが、「知人の方のご子息がその方のお父様の養子になった」といったようなお話をお聞きになったことはないでしょうか?

どのような仕組みで相続税が軽減されるのか、その対策の注意点も 合わせて、以下に解説させていただきます。

#### 養子縁組のメリット

下記の具体例をご覧下さい。



#### 1. 法定相続人の増加による基礎控除額・非課税枠の増加

- (1) EさんがAさんの養子になったことにより、Aさんの法定相続人が増加するため、Aさんの相続税の計算において、**基礎控除額**(3千万円+法定相続人1人につき600万円)が増加することとなります(平成27年1月1日以降の相続を前提)。
- (2) 遺族が支払を受ける生命保険金や死亡退職金がある場合、それらに対する非課税枠(法定相続人1人につき500万円)がありますので、その分も増加することとなります。

#### 2. 超過累進税率の引き下げ

相続税の計算においては、法定相続人の法定相続分毎に超過累 進税率が適用されますので、Eさんを養子とすることで、Aさんの法定 相続人1人あたりの法定相続分が低下し、相続税の税率が下がる 可能性が生じてきます。 例えば、Aさんの相続財産の課税価格が3億円の場合で、Eさんを 養子にしていなければ、

Bさん・Cさんの法定相続分 各1億5千万円 → <u>税率40%</u> となりますが、Eさんを養子にすることで、

Bさんの法定相続分 1億5千万円 → 税率40%

Cさん・Eさんの法定相続分 各7,500万円 → **税率30%** となり、課税価格の半分の1億5千万円につき、相続税の税率を一 段階引き下げる結果となっております。

#### 3. 一代飛ばしの相続

通常の場合ですと、Aさんからその子であるCさんへ、Cさんからその子であるEさんへと相続が行われ、AさんからEさんへと財産を移転するまでに相続税を2回も支払わなければなりません。しかし、EさんをAさんの養子とすることで、1回の相続税の支払でAさんからEさんへ財産を移転させることができるのです。

#### 4. 実の親子関係はそのまま継続する

一般的な「普通養子縁組」の場合、実の親子関係は継続しますので、Aさんだけでなく、Cさんが亡くなった場合にも、Eさんは法定相続人に該当します。

#### 養子縁組の注意点

#### 1. 法定相続人扱いできる養子の数には上限がある

普通養子縁組の場合、相続税の計算において、法定相続人扱いできる養子の数は、被相続人に実子がいる場合は1人まで、実子がいない場合は2人までとされています。よって、例えばDさんをAさんの養子にしても、実子(Cさん)がおり、また、既にEさんがAさんの養子となっていますので、基礎控除額や非課税枠を追加で増額させることはできません。

#### 2. 孫である養子が直接相続をした場合、相続税は割高に

Aさんの相続財産を、Aさんの孫であるEさんが直接相続した場合、 EさんはAさんの法定相続人ではありますが、Eさんの相続税額が2割増となります(相続税額の2割加算)ので、孫である養子への相続にはくれぐれも注意が必要です。

(※)Aさんの孫(直系卑属)以外の方(例えばDさん)が、Aさんの養子となり、直接相続をしたような場合には、相続税額の2割加算の適用はありません。